

## 船橋市選挙管理委員会旅費支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、職員の旅費に関する条例（昭和26年船橋市条例第59号。以下「条例」という。）第25条第2項に規定により、選挙事務従事者の旅費のうち、投票事務従事者及び開票事務従事者の旅費（以下「選挙旅費」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 この要綱の規定により選挙旅費を支給する場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 在勤公署から投票事務又は開票事務の従事場所（以下「投・開票事務従事場所」という。）までの行程が3キロメートル以上にわたる場合
- (2) 自宅から投・開票事務従事場所までの行程が3キロメートル以上にわたる場合
- (3) 通勤手当として定期乗車券相当額が支給されている交通機関の経路内に投・開票事務従事場所がない場合

### (支給金額)

第3条 選挙旅費の支給額は、1日当たり400円とする。

### (旅行命令簿)

第4条 旅行命令簿の様式は、別に定めるとおりとする。

### (補則)

第5条 この要綱に定めのない選挙旅費については、条例及び職員の旅費に関する規則（昭和26年船橋市規則第6号）の規定の例により支給する。

### 附 則

この要綱は、平成25年5月20日から施行し、平成25年6月22日以後の選挙旅費から適用する。